

令和 2 年度 奈良支部事業計画 (案)

令和 2 年度 協会けんぽ奈良支部事業計画（案）

新（令和 2 年度）	現（令和元年度）
<p>令和 2 年度事業計画のコンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽでは、「保険者として健康保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る」ことを基本使命としている。 ・この使命を実現するため、平成 30 年度から 3 か年計画の「<u>保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)</u>」をスタートさせており、<u>令和 2 年度は同プラン(第 4 期)の最終年度であることから、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各 KPI を確実に達成することを旨とする。</u> ・また、平成 30 年度から 6 か年計画の「<u>第 2 期保健事業実施計画(データヘルス計画)</u>」については、同計画の前半が終了すること 	<p>平成 31 年度事業計画のコンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会けんぽでは、「保険者として健康保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。」ことを基本使命としている。 ・この使命を実現するため、<u>協会けんぽでは平成 30 年度から 3 か年の「保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)」をスタートさせている。</u> ・<u>当プランにおいては、3 年後を見据えた KPI を定めており、各年度の事業計画では、それを単年度に置き換えることとしている。</u> ・<u>このため、平成 31 年度は、保険者機能の発揮をより確実なものとするため、平成 30 年度における各取組の進捗状況を KPI の達成状況等により把握・検証した上で、平成 32 年度末までに確実に KPI を達成できるよう「平成 31 年度事業計画」の策定を行った。</u> ・「平成 31 年度事業計画」の実施にあたっては、平成 30 年度に引き続き「<u>保険者機能強化アクションプラン(第 4 期)</u>」及び第 2 期

から、計画の中間評価と見直し（PDCA）を図り、同計画における各事業を着実に実施する。

- ・戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標を「医療等の質や効率性の向上」「加入者の健康度を高める」「医療費等の適正化」とし、ジェネリック医薬品の使用促進、健診・保健指導等の推進、調査研究の推進などの具体策を策定する。
- ・基盤的保険者機能については、業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図る。
- ・組織運営体制の充実を図るため、「Flat（フラット）平準化」「Forward（フォワード）前進」「Flexible（フレキシブル）柔軟性」の「3F」を念頭に、視野を広げ、知識・情報を共有し、進んで課題解決に取り組む。

保健事業計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。

- ・なお、奈良支部においては、保険料等を原資としている各事業について、加入者や事業主による有効活用を更に推進するとともに、協会けんぽを取り巻く情勢や地域の特性を見据えた上で、基盤的保険者機能の発揮・戦略的保険者機能の発揮・組織体制の強化を3つの柱として、「平成31年度奈良支部事業計画」を以下のとおり策定した。

《削除》

平成 31 年度奈良支部事業計画における重点施策

1. 基盤的保険者機能関係

- ① 現金給付等業務の標準化・簡素化・効率化の徹底
- ② 日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の構築

2. 戦略的保険者機能関係

- ① 事業所健康度診断シート（事業所カルテ）の活用や職場まるごと健康チャレンジ等を通じた健康経営の普及促進
- ② データヘルス計画の着実な実施による特定健診・保健指導等の受診率の向上
- ③ 医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ
- ④ 関係機関との連携によるジェネリック医薬品の使用率向上

3. 組織体制の強化関係

- ① コミュニケーション（意思疎通）・コラボレーション（協力連携）・コントリビューション（寄与貢献）の「3C」を職員が業務に取り組む上での重点項目とした組織体制の強化
- ② OJT と研修の組合せによる人材育成の実施
- ③ 月次進捗管理表・振り返り会議（四半期ごと）の開催・ホワイトボード（日次管理）の活用による「平成 31 年度奈良支部事業計画」の進捗管理と確実な実施

具体的な取り組み

1. 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的保険者機能を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化・効率化・簡素化の取組を進める。

① サービス水準の向上

i) お客様満足度の向上

・お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。

ii) 現金給付の迅速な支払い

・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。

iii) 加入者に対する各種お知らせの改善

・加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットを作成する。

iv) 申請書の郵送化促進

・任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。

具体的な取り組み

1. 基盤的保険者機能関係

変更の上、9頁⑥から移動

- KPI：(1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を 92.0%以上とする

変更の上、9頁⑥から移動

② 業務改革の推進に向けた取組

- ・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効果的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

《新設》

③ 現金給付の適正化の推進

- i) 現金給付審査の強化
 - ・ 疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を行う。特に傷病手当金・出産手当金のうち資格取得直後や遡及した資格取得等、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請、並びに長期に継続した申請について審査の強化を図り不正請求を防止する。
 - ・ 傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を確実に実施する。また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する進捗管理を徹底するとともに、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けた者に対しては併給調整を確実に実施する。
- ii) 立入検査の実施
 - ・ 不正の疑いのある事案については、保険給付適正化プロジェク

① 現金給付の適正化の推進

- i) 現金給付審査の強化
 - ・ 疑義ある申請に対しては、被保険者及び事業主、担当医師並びに審査医師への照会を行う。特に傷病手当金・出産手当金のうち資格取得直後や遡及した資格取得等、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請、並びに長期に継続した申請について審査の強化を図り不正請求を防止する。
 - ・ 傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を確実に実施する。また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する進捗管理を徹底するとともに、労働者災害補償保険法に基づく給付を受けた者に対しては併給調整を確実に実施する。
- ii) 立入検査の実施
 - ・ 特に不正請求の疑義がある事案については、保険給付適正化プ

トチーム会議を開催し必要に応じ事業主へ立入検査を実施する。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。

iii) 日本年金機構との連携

- ・日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。

④効果的なレセプト点検の推進

- ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次査定と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、レセプト内容点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、自動点検等システム、査定事例の集約・共有化などシステム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した効果的なレセプト点検を推進する。

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額

⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

i) 受療者に対する照会の実施

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請に加えて長期受療者など照会対象者を幅広く設

ロジェクトチーム会議を開催し必要に応じ立入検査や詳細な調査を実施して不正請求を防止する。

iii) 日本年金機構との連携

- ・日本年金機構との連携により、立入検査等の実施にあたっては、情報提供や合同実施等の協力を求める。

②効果的なレセプト点検の推進

- ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに医療費適正化を図るために資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。特に内容点検は、支払基金の一次査定と併せて医療費の適正化を進めているが、協会においては、レセプト内容点検効果向上計画を引き続き策定・実施し、自動点検等システム、査定事例の集約・共有化など協会ノウハウを最大限に活用した効果的なレセプト点検を推進する。

■KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽ奈良支部の医療費総額

③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

i) 受療者に対する照会の実施

- ・多部位・頻回（3部位かつ15日以上）の申請に加えて長期受療者など照会対象者を幅広く設定し、受療者に対する文書照会

定し、受療者に対する文書照会を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受療に関する正しい知識の広報を行い、適正受療の促進を図る。

ii) 疑義申請への対応強化

- ・いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受療に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。
- ・申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。
- ・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供する。
- ・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。

iii) 加入者への啓発

- ・各種広報媒体への記事掲載等により、広く加入者に対し、柔道整復師の施術を適正に受療することについての周知を図る。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

を強化する。また、照会時にパンフレットを同封し柔道整復施術受療に関する正しい知識の広報を行い、適正受療の促進を図る。

ii) 疑義申請への対応強化

- ・いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受療に対する照会を強化する。
- ・申請書の書面審査や傾向分析等において疑義が生じた場合は、実地調査、文書照会、審査医師への照会等により適正化を図る。
- ・悪質な事案は、保険給付適正化プロジェクトチーム会議で対応を協議し、必要に応じ立入検査を実施する等不正請求を防止する。また、受領委任の取扱いに反する事案等は、場合により監督行政官庁（厚生労働省）へ情報を提供する。
- ・他の保険者と不正防止対策に関する情報交換や連携を図り、更なる適正化を図る。

iii) 加入者への啓発

- ・各種広報媒体への記事掲載等により、広く加入者に対し、柔道整復師の施術を適正に受療することについての周知を図る。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑥あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告を強化する。
- ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者認定解除後）は保険証を確実に返却していただくよう、関係団体等と連携を図るとともに、広報誌などの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- ・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、債務者と早期接触・回収を図るため、納付期限前の架電を徹底する。
- ・納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。

④あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・受領委任制度導入に伴い文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いがある案件は監督行政官庁（厚生労働省）へ情報提供する。

⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・資格喪失後受診等による返納金債権の発生防止のため、資格を喪失した加入者の保険証の回収については、日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行う。また、被保険者証回収不能届を活用した電話催告も併せて実施する。
- ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者認定解除後）は保険証を確実に返却していただくよう、関係団体等と連携を図るとともに、広報誌などの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。
- ・業務上・通勤途上の傷病について、原則健康保険の使用が出来ない事を周知するため、労働局等と連名でポスターを作成の上、医療機関等での掲示を依頼し適正受診を図る。
- ・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、債務者と早期接触・回収を図るため、納付期限前の架電を徹底する。
- ・納付期限後も定期的に催告状を送付し、積極的に催告を行う。

- ・再三の催告にもかかわらず納付なき債務者に対し、法的手続きによる債権回収を図る。
- ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。
- ・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
- ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ・債権管理回収進捗会議を月次で開催し、課題・問題点を整理し今後の債権回収の促進を図る。

- KPI: (1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 95.0%以上 とする
- (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

変更のうえ、4頁①に移動

- ・再三の催告にもかかわらず納付なき債務者に対し、法的手続きによる債権回収を図る。
- ・資格喪失後受診による返納金債権については、国保保険者との保険者間調整を積極的に活用し、回収に努める。
- ・傷害事故や自転車事故等の加害者本人あての求償事案においても適正に請求する。
- ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。
- ・債権回収進捗会議を月次で開催し、課題・問題点を整理し今後の債権回収の促進を図る。

- KPI: (1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を 94.0%以上 とする
- (2) 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする
- (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑥サービス水準の向上

i) お客様満足度の向上

- ・お客様満足度調査の結果、加入者等の意見やニーズを適切に把握し、創意工夫を凝らした更なるサービス改善と接遇向上を推進する。

ii) 現金給付の迅速な支払い

変更のうえ、4頁①に移動

⑧ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員に対し、チラシやリーフレットによる広報を実施する。
- ・ 地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。

■ KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする

・ サービススタンダードを遵守するため、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。

iii) 加入者に対する各種お知らせの改善

- ・ 加入者からのお問い合わせ内容や意見・要望を反映した申請手続き等、わかりやすいリーフレットを作成する。

iv) 申請書の郵送化促進

- ・ 任意継続及び限度額適用認定申請セットの使用を促進するとともに、電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用により各種申請の郵送化を促進する。

■ KPI : (1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする

(2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を 90.0%以上とする

⑦ 限度額適用認定証の利用促進

i) 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 加入者、事業主に対する広報の実施、及び限度額適用認定申請セットの活用、並びに医療機関及び市町村等に対して限度額適用認定申請書やチラシ等の配置を依頼するなどして利用促進を図る。

■ KPI : 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする

⑨被扶養者資格再確認の徹底

i) 被扶養者資格再確認の的確な実施

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする

⑩オンライン資格確認の利用率向上

- ・ オンライン資格確認実施医療機関（USB 利用医療機関）における利用率向上対策を実施する。
- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知を図る。

■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 72.2%以上とする

⑧被扶養者資格再確認の徹底

i) 被扶養者資格再確認の的確な実施

- ・ 日本年金機構と連携のもと、事業主の協力を得て、就職による異動（削除）届の未提出者を中心に被扶養者資格の再確認を的確に実施する。
- ・ 「被扶養者状況リスト」未提出事業所に対する的確に勧奨を行い回答率の向上に繋げる。また、未送達事業所の調査による送達の徹底を図る。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする

⑨オンライン資格確認の利用率向上

- ・ USB によるオンライン資格確認システムを導入している県内 6 医療機関に対して、毎月の利用状況に応じて訪問等を行い、効果的な利用方法を再周知することで、利用率向上を図る。

■KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 72.2%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

《削除》

①データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

〈I、II、III〉

上位目標：虚血性心疾患による入院外受診率を10%減らす。

上位目標に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。

効果的な施策の実施や効果検証を、学識経験者による助言を得ながらPDCAサイクルを回す。

i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査受診率の向上

2. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

①ビックデータを活用した事業所単位での健康・医療データの提供
〈I、II、III〉

・事業所単位で健康、医療データを「見える化」した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を作成し、事業主や健康保険委員へ情報提供を行うことで、健康経営推進に向けた働きかけを強化する。

②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

〈I、II、III〉

上位目標：虚血性心疾患による入院外受診率を10%減らす。

上位目標達成に向け、効果的な施策の実施や効果検証を、学識経験者による助言を得ながらPDCAサイクルを回す。

i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・特定健診受診率の向上《保健G》

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：121,581人）
 - ・生活習慣病予防健診 受診率 51.8%（受診見込者数：62,979人）
 - ・事業者健診データ 取得率 14.5%（取得見込者数：17,629人）
- 被扶養者（受診対象者数：41,421人）
 - ・特定健康診査 受診率 31.5%（受診見込者数：13,048人）
- 健診の受診勧奨対策
 - ・特定健診受診率（生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・被扶養者の特定健康診査）の中で、受診率が低い生活習慣病予防健診受診率向上に最大限努力すると同時に、令和5年度までの計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、課題の洗い出しと対策の検討を行う。
 - KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を51.8%以上とする
 - ② 事業者健診データ取得率を14.5%以上とする
 - ③ 被扶養者の特定健診受診率を31.5%以上とする

【生活習慣病予防健診】

- ・事業主に対し年度中（令和2年9月、令和3年2月）においても生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。

- 被保険者（40歳以上）（受診対象者数：120,423人）
 - ・生活習慣病予防健診 実施率 50.8%（実施見込者数：61,175人）
 - ・事業者健診データ 取得率 13.6%（取得見込者数：16,378人）
- 被扶養者（受診対象者数：42,283人）
 - ・特定健康診査 実施率 28.4%（実施見込者数：12,009人）
- 健診の受診勧奨対策
 - ・特定健診受診率の向上に最大限努力すると同時に、平成35年度までの計画終了時に65%の実施率を達成できるよう、課題の洗い出しと対策の検討を行う。

変更の上、15頁から移動

[生活習慣病予防健診]

- ・事業主に対し、年度中（9・1月）においても生活習慣病予防健診のメリットや受診方法を積極的に広報する。

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上半期に生活習慣病予防健診を受診されていない加入者個人</u>に対し、ダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。 ・ 支部独自で作成する健診パンフレットの内容充実を図るとともに、<u>ナッジ理論等</u>を活用して行動に影響を与えられるような広報に努める。 ・ 健診受診機会の拡大を目的として、<u>健診機関と連携を図り</u>、休日等に県内各地の公共施設等で検診車を活用した集団健診を拡大する。<u>(夏期を増やす)</u> ・ <u>健診の実施率向上を目的に、エビデンスに基づいた事業の展開を図る必要があるため、生活習慣病予防健診実施率向上の分析・調査プロジェクトチームを結成し、学識経験者の助言に基づいて分析・調査を行う体制を構築する。</u> <p>【事業者健診データの取得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良労働局、商工会議所や商工会等の<u>関係機関</u>と引き続き連携を図り、<u>委任状</u>の取得を推進する。 ・ <u>委任状</u>提供済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診機関を増加させ、効率的かつ定期的に提供を受ける体制を構築する。 ・ <u>外部委託業者等による事業者健診データ取得に関する委任状</u>の取得を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>加入者個人</u>に対し、ダイレクトメールによる健診受診勧奨を行う。 ・ 支部独自で作成する健診パンフレットの内容充実を図るとともに<u>分かりやすい広報</u>に努める。 ・ 健診受診機会の拡大を目的として、休日に県内各地の公共施設等で検診車を活用した集団健診を<u>実施する。</u> ・ <u>生活習慣病予防健診申込書処理に係る事務処理を見直し、外部委託による効率化を図り、健診受診勧奨を強化する。</u> <p>[事業者健診データの取得]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良労働局、商工会議所や商工会、<u>関係機関等</u>と引き続き連携を図り、<u>同意書</u>の取得を推進する。 ・ <u>同意書</u>提供済事業所の健診データの取得について、提供可能な健診<u>実施機関</u>を増加させ、効率的かつ定期的に提供を受ける体制を構築する。
--	---

【被扶養者の特定健康診査】

- ・協会主催の集団健診について、県内全市町での会場設置、人口密集地・商業施設等での実施により受診勧奨を充実させる。また、オプション検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。

- ・健診受診の申し込みの受付を、従来実施している返信用はがきでの受付以外に、FAX や二次元バーコードでの受付を行えるように検討を行い、申込みやすい環境を整備して受診率向上に努める。

変更の上、13 頁に移動

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 被保険者 (特定保健指導対象者数 : 16,202 人)

- ・ 特定保健指導 実施率 21.5% (実施見込者数 : 3,483 人)

[被扶養者の特定健康診査]

- ・協会主催の集団健診について、県内全市町での会場設置、人口密集地・商業施設での実施等により受診環境を充実させる。また、オプション検査の充実を図り、魅力的な健診実施により受診率の向上に努める。

- ・ 未受診者に送付する受診勧奨通知の内容充実を図るとともに、分かりやすい広報に努める。
- ・ 次年度特定健診の対象となる方 (39 歳被扶養者) へ、特定健診の周知を目的とした文書と郵送で行う血液検査サービスを提供し、次年度の特定健診受診に繋げる。

- KPI : (1) 生活習慣病予防健診実施率を 50.8%以上とする
- (2) 事業者健診データ取得率を 13.6%以上とする
- (3) 被扶養者の特定健診受診率を 28.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

○ 被保険者 (受診対象者数 : 15,666 人)

- ・ 特定保健指導 (終了分) 実施率 21.5% (実施見込者数 : 3,369 人)

(内訳)協会保健師実施分 20.5% (実施見込者数: 3,321人)

アウトソーシング分 1.0% (実施見込者数: 162人)

- 被扶養者 (特定保健指導対象者数: 1,109人)
 - ・ 特定保健指導 実施率 10.1% (実施見込者数: 112人)
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 特定保健指導実施率の向上に最大限努める。

■ KPI: 特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする

【被保険者への保健指導】

- ・ 事業所への保健指導案内方法を見直し、効率化を図ることで1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。
- ・ 特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進させるとともに、外部委託業者と連携を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。
- ・ 特定保健指導専門業者による外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。
- ・ 特定保健指導外部委託機関数を増加させ、大規模健診機関を中心に健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、外部委託機関との合同研修会を実施し、好事例の共有を行い、特定保健指導の実施数及び質の向上を図る。

(内訳)協会保健師実施分 20.5% (実施見込者数: 3,212人)

アウトソーシング分 1.0% (実施見込者数: 157人)

- 被扶養者 (受診対象者数: 1,033人)
 - ・ 特定保健指導(終了分)実施率 10.1% (実施見込者数: 105人)
- 保健指導の受診勧奨対策
 - ・ 特定保健指導実施率の向上に最大限努力する。

17 頁から移動

[被保険者の特定保健指導]

- ・ 事業所への保健指導案内方法を見直し、効率化を図ることで1日当たり特定保健指導実施数の増加を図る。
- ・ 特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進させるとともに、継続支援を支部で集約化し効率化を図る。
- ・ 特定保健指導専門事業者による初回面談からの特定保健指導外部委託での実施を検討する。
- ・ 特定保健指導外部委託機関数を増加させ、健診当日の特定保健指導の推進を図る。また、外部委託機関との合同研修会を実施し好事例の共有を行い、特定保健指導の実施数及び質の向上を図る。

【特定保健指導以外の保健指導（被保険者）】

- ・健診結果により生活習慣の改善が必要な加入者に対し、事業所での特定保健指導の実施と同時に健康相談を行う。

【被扶養者の特定保健指導】

- ・加入者の利便性などに配慮し、健診を受診した会場など身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

16 頁に移動

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数（約 620 人）
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - ・生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、関係団体等と連携し確実に医療に繋げる取組を進める。

- KPI : : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

[特定保健指導以外の保健指導（被保険者）]

- ・健診結果により生活習慣の改善が必要な加入者に、事業所での特定保健指導の実施と同時に健康相談を行う。

[被扶養者の特定保健指導]

- ・利便性などに配慮し、健診を受診した会場など身近な場所で保健指導を受けられる体制を整備する。

- KPI : 特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- 未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 550 人
- 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業
 - 生活習慣病の重症化を防ぎ、医療費適正化及び QOL の維持を図るため、健診の結果、要治療域と判定されながら治療していない者に対して、関係団体等と連携し確実に医療に繋げる取組を進める。

変更の上、18 頁から移動

【糖尿病性腎症重症化予防】

- ・ 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐためにかかりつけ医の指示に基づき保健指導を行う。実施にあたり奈良市及び奈良市医師会と連携して奈良市在住在勤加入者保健指導を実施する。
- ・ 奈良県下での実施については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りアウトソースにより実施する。
- ・ 糖尿病治療中断者への受診勧奨を県国保事務支援センター、奈良県医師会と連携して実施する。

【慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防】

- ・ 奈良市・奈良市医師会と連携して、COPD 予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。

【未治療者への受診勧奨】

- ・ 奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧及び血糖高値、かつ服薬がない未治療者に対して、健診結果と同時に受診勧奨文書（レッドカード）を送付する

変更の上、17 頁に移動

[糖尿病性腎症重症化予防]

- ・ 糖尿病性腎症患者の透析導入を防ぐために主治医の指示に基づき、保健指導を行う。実施にあたり奈良市及び奈良市医師会と連携し、奈良市にて先行実施する。県内各市町村での実施については、関係団体等と連携を図りながら対策を検討する。

[慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防]

- ・ COPD 予防として、喫煙者へ禁煙外来の受診を促す通知事業を行う。実施にあたり奈良市・奈良市医師会と連携し、奈良市にて先行実施する。

[未治療者への受診勧奨]

- ・ 健診結果とレセプト情報の突合データを利用し、医療機関への受診が必要であるが未受診となっている者に対して、健診機関や関係団体等からの働きかけにより、受診勧奨を実施する。

■ KPI : 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・「職場まるごと健康チャレンジ」参加事業所数及び健康経営優良法人認定事業所数の更なる拡大を図るとともに、経済団体等と連携してセミナー等を開催し、健康経営の普及促進を図る。
- ・事業所単位で健康診断データ等を「見える化」した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を作成し、事業主や健康保険委員へ情報提供を行うことにより、健康経営推進に向けた働きかけを強化する。
- ・健康経営に取り組む事業所をサポートするため、保健師や管理栄養士等を加入事業所へ派遣して健康講座を開催し、加入者の健康度の向上を図る。

変更の上、23頁④に移動

変更の上、23頁⑤に移動

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

- ・「職場まるごと健康チャレンジ」参加事業所数及び健康経営優良法人認定事業所数の更なる拡大を図るとともに、経済団体等と連携してセミナー等を開催し、健康経営の普及促進を図る。
- ・事業所単位で健康、医療データを「見える化」した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を作成し、事業主や健康保険委員へ情報提供を行うことで、健康経営推進に向けた働きかけを強化する。【再掲】
- ・健康経営に取り組む事業所をサポートするため、保健師や管理栄養士等を加入事業所へ派遣して健康講座を開催し、加入者の健康度の向上を図る。

③分析・調査研究の実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・データヘルス計画におけるPDCAサイクルを強化するため、学識経験者等の助言を得ながらプロジェクトチームを中心として調査分析を実施する。
- ・プロジェクトチームにおけるコラボヘルス事業の分析結果について、日本産業衛生学会等で積極的な外部発信を行う。

④広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・本部が実施する加入者を対象とした理解度調査結果に基づき広報内容の改善を図り、加入者及び事業主の視点に立った「わか

変更の上、23頁⑤に移動

② ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

りやすい」広報を展開する。

- ・「奈良支部健康づくり推進イメージキャラクター ヘルシカくん」を活用し、健康づくり意識向上のための広報を積極的に実施する。
- ・健康保険委員委嘱者数の拡大に向けて、健康保険委員制度のインセンティブを広く周知するとともに、大規模事業所への訪問等による健康保険委員勧奨を実施する。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会等を開催するとともにメールマガジン等の広報媒体を活用した情報提供を実施する。

■KPI: (1) 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする

(2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 44.0%以上とする

⑤ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・県内の医療機関に対して定期的にジェネリック医薬品使用状況等に関する情報提供を行うことで、ジェネリック医薬品使用促進に向けた働きかけを実施する。
- ・奈良県と連携して県内主要病院へ訪問の上、ジェネリック医薬品使用促進に向けた働きかけを実施する。
- ・同一月に複数の薬局へ受診している者等に対して、お薬手帳カバーとジェネリック医薬品希望シール等を配布し、ジェネリッ

<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や県庁をはじめとした関係団体と連携強化の上、「見える化ツール」を活用し医療機関・調剤薬局等への訪問による使用促進を図る。</u> ・ <u>「ジェネリック医薬品希望シール」や「お薬手帳」などの利用を促すため、事業所・加入者へ積極的に配布する。</u> ・ <u>ジェネリックカルテ（本部提供）などを活用し、奈良支部の阻害要因を分析する。</u> ・ <u>上記分析を踏まえ、広報手段の多様化（新聞、バスラッピング、SNS、テレビ、ラジオ、県民だより等）を検討し、様々な世代の加入者へ使用を促す。</u> ・ <u>奈良支部が参加する会議等において、ジェネリック医薬品の使用促進の意見発信を強化する。</u> <p>■ KPI：協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を <u>75.6%以上とする</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>ク医薬品の使用促進及びかかりつけ薬局、薬剤師制度の周知による残薬発生防止を図る。</u> ・ <u>関係機関との連携によるジェネリック医薬品使用促進に関するセミナーを開催する。</u> ・ <u>生駒市、生駒市薬剤師会と連携して薬局窓口における節薬袋等の配布に関する効果検証を行い、今後の事業展開を検討する。</u> ・ <u>事業主に対して、インセンティブ制度の周知と合わせてジェネリック医薬品使用促進の必要性を周知する。</u> ・ <u>医薬品の適正使用及びジェネリック医薬品使用促進を目的に、重複多剤投薬者に対する服薬情報通知の実施に向けた検討に着手する。</u> <p>■ KPI：協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を <u>74.6%以上とする</u></p>
--	---

《削除》

③地域医療提供体制への被用者保険者としての働きかけや意見発信〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

・医療審議会、地域医療構想調整会議、国保運営協議会、保険者協議会等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づいた意見発信を強化する。

・メールマガジンやホームページ等を活用し、加入者に地域医療提供体制に関する定期的な周知を行う。

■KPI：(1)他の被用者保険者との連携を深めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする
(2)「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

⑥インセンティブ制度の本格導入〈Ⅱ、Ⅲ〉

・平成30年度の実施結果を踏まえ、引き続き、各種広報媒体を活用して丁寧な周知広報を行う。

⑦医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ〈Ⅰ〉

・健康保険組合奈良連合会等の他の保険者と連携を図りながら地域医療調整会議での意見発信を強化する。

・加入者に対する医療計画及び地域医療構想に関するアンケート結果やGIS等により地域医療を見える化したデータ等を活用し、地域ごとの医療提供の実態や偏りも踏まえ、エビデンスに基づく意見発信を行う。

・県が設置する「地域・職域連携会議」等の検討会へ積極的に参画し、他の保険者と連携しながら関係機関への働きかけや意見発信を行い、地域医療に貢献する。

■KPI：(1)他の被用者保険者との連携を深めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%とする
(2)「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する

④調査研究の推進とパイロット事業の提案〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・学識経験者及び外部有識者のアドバイスに基づき、健康診断の受診率向上対策に係る分析を行う。また、本部研究室の助言を受け、他支部との比較やパイロット事業の提案に繋げる。
- ・プロジェクトチームによる調査研究の推進を図るため、情報共有と実施体制の確保を図る。

変更の上、19頁③から移動

⑤広報活動や健康保険委員を通じた加入者・事業主等への理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・「加入者理解度調査」の結果に基づく広報を展開する。
- ・働く世代を意識した広報媒体を検討し、行動変容に繋がる広報を展開する。
- ・健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所への登録勧奨を行う（目標登録数：2,000名）。
- ・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌による情報提供を行う。

変更の上、19頁④から移動

- KPI：(1) 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
- (2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50.0%以上とする

⑥支部評議会の効果的な運営

- ・評議会においてより活発に議論いただくため、評議員との定期的な意見交換（事前説明）を行い、加入者・事業主の代表である評議員の意見が反映されるような評議会運営を行う。

⑦統計データの分析と活用

- ・上記①～⑥の業務を効果的に推進するため、本部提供データやツールの活用、目的に応じた分析・見える化を図る。
- ・インセンティブ制度の評価項目、KPI、業績評価の項目のうち、支部の課題項目についての要因分析を行う。

3. 組織・運営体制関係

①組織運営体制の強化

- ・「Flat（フラット）平準化」「Forward（フォワード）前進」「Flexible（フレキシブル）柔軟性」の「3F」を念頭に、視野を広げ、知識・情報を共有し、進んで課題解決に取り組む。
- ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。

《削除》

【新設】

【新設】

3. 組織・運営体制関係

①組織運営体制の強化

- ・3つの「C」{コミュニケーション（意思疎通）・コラボレーション（協力連携）・コントリビューション（寄与貢献）}により、保険者機能を発揮し、加入者に質の高いサービスを届ける。
- ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。

②人事評価制度の適正な運用

- ・人事評価制度を的確に運用、活用することにより、協会を支えていく人材を支部全体で育成する。

②インセンティブ制度や支部業績評価を意識した確実な実施

- ・評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。
- ・事業計画の進捗管理は、四半期毎の振り返り会議、毎月の定例ミーティングを通じて徹底を図る。

変更の上、④から移動

③OJTと研修計画に基づく人材育成の確実な実施

- ・OJTを中心としつつ、外部セミナー等の研修を効果的に組み合わせることで、保険者機能の更なる発揮のため次世代を担う人材の育成を図る。

③OJTを中心とした人材育成

- ・OJTを中心としつつ、外部セミナー等の研修を効果的に組み合わせることで、保険者機能の更なる発揮のため次世代を担う人材の育成を図る。

変更の上、②に移動

④支部業績評価の実施

- ・評価点数の低い項目を中心に取り組みを強化し、支部全体の底上げを図る。

④費用対効果を踏まえたコスト削減及び一者応札案件減少に向けた対策の実施

- ・調達における競争性を高めるため、十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の検証を行い、一者応札案件の減少に努める。
- ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・調達における競争性を高めるため、十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の検証を行い、一者応札案件の減少に努める。
- ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高める。

・支部の事務経費（消耗品や光熱費等）の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等により職員のコスト意識を高める。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。前年度において 20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする。

⑤コンプライアンスの徹底

・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑥リスク管理

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、本部の指示に基づき、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。また、安否確認模擬訓練等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。

・支部の事務経費の「見える化」を行い、職員のコスト意識を高めるとともに、消耗品や光熱費等の管理徹底等により、更なる経費削減に努める。

■KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする

⑥コンプライアンスの徹底

・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑦リスク管理

・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、本部の指示に基づき、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。

KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

①サービス水準の向上	(1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>92.0%以上</u> とする
④効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進	(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を <u>95.0%以上</u> とする (2) 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

KPI 一覧表 (項目の並び順は令和 2 年度に準ずる)

1. 基盤的保険者機能関係

⑥サービス水準の向上	(1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする (2) 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>90.0%以上</u> とする
②効果的なレセプト点検の推進	社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 15 日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする
⑤返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	(1) 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を <u>94.0%以上</u> とする (2) 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする (3) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑧限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする	⑦限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を 86.0%以上とする
⑨被扶養者資格再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.0%以上とする	⑧被扶養者資格再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 89.0%以上とする
⑩オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 72.2%以上とする	⑨オンライン資格確認の利用率向上	現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 72.2%以上とする
2. 戦略的保険者機能関係		2. 戦略的保険者機能関係	
①i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・特定健診受診率の向上	(1) 生活習慣病予防健診実施率を 51.8%以上とする (2) 事業者健診データ取得率を 14.5%以上とする (3) 被扶養者の特定健診受診率を 31.5%以上とする	i) 生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得・特定健診受診率の向上	(1) 生活習慣病予防健診実施率を 50.8%以上とする (2) 事業者健診データ取得率を 13.6%以上とする (3) 被扶養者の特定健診受診率を 28.4%以上とする
①ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする	ii) 特定保健指導の実施率の向上	特定保健指導の実施率を 20.8%以上とする
①iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする	iii) 重症化予防対策の推進	受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.0%以上とする

②ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を <u>75.6%以上</u> とする	⑤ジェネリック医薬品の使用促進	協会けんぽ奈良支部のジェネリック医薬品使用割合を <u>74.6%以上</u> とする
③医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	(1)他の被用者保険者との連携を深めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする (2)「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する	⑦医療データ等の分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	(1)他の被用者保険者との連携を深めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を 100%とする (2)「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する
⑤広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	(1)広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする (2)全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>50.0%以上</u> とする	④広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	(1)広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする (2)全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>44.0%以上</u> とする

3. 組織・運営体制関係

④費用対効果を踏まえたコスト削減及び一者応札案件減少に向けた対策の実施

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。
前年度において 20%以下となった場合は前年度以下とする。なお、今年度において一般競争入札件数が 4 件以下となる場合は一者応札件数を 1 件以下とする

3. 組織・運営体制関係

⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、対前年度以下とする